

## 第 184 回富山県都市計画審議会

日時 令和 3 年 12 月 21 日（火） 13:30～

場所 富山県民会館 701 号室

### 1. 開会

（司 会）

定刻となりましたので、ただ今より第 184 回富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 21 名のうち 14 名のご出席を頂いております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立する旨をご報告いたします。

ここで委員の交代により、新たにご就任いただいた方をご紹介します。富山県町村議会議長会から会長の杉田雅史様、中部経済産業局から局長の田中耕太郎様、北陸信越運輸局から局長の平井隆志様に新たに委員としてご就任いただいております。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。次第、配席図、審議会議員名簿、都市計画審議会議案書、条例などの規程でございます。配付漏れがございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。

次に、審議会の公開につきましては、本審議会は規程に基づき、原則として公開としております。詳細については、お手元にお配りしてある資料をご覧ください。なお、本審議会の審議結果および議事録については、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定です。

次に、各議案をご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では通常の委員の他、議案に関係する臨時委員に審議および議決にご参加いただくことになっております。これにより、本日は議案第 1 号について、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長様、北陸信越運輸局長様に、議案第 1 号及び第 2 号について富山県警察本部長様にご参加いただきます。臨時委員におかれましては、関係議案の議決後にご退席いただくこととなりますので、ご了承ください。

それでは、この後の進行については細川会長をお願いいたします。

（会 長）

新型コロナウイルスの小康状態にある昨今でありますけれども、年末の忙しいところ、委員の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

今日出された重要な議案について論点を押さえて議論し、県民の負託に応えたいと思っております。どうか皆様方、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

次に、審議会運営要綱4条2項の規定により、私から議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。小見委員さんと土開委員さん、ご両名にお願いいたします。よろしいですか。ありがとうございます。

では議案1号について、事務局から説明をお願いします。

## 2. 議事

### 議案第1号 富山高岡広域都市計画道路（富山市）の変更について

(事務局)

都市計画課長の阿部でございます。よろしくお願いいいたします。本日は年末の大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内のとおり、本日は県から付議させていただいております案件が3件ございます。事務局といたしましては、簡潔な説明に努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいいたします。

それでは、担当の補佐の方から説明をさせていただきます。

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。1号議案につきまして、委員の皆様から、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。

現在の道路の状況に合わせるということですね。

(事務局)

議案の4路線につきましては、現在の道路の幅員に合わせるということでございます。

(会 長)

立ち退きの問題はないということでしたが、歩道との関係、道幅が狭いものですから交通事故などはいままではどうだったのでしょうか。

(事務局)

富山山田線と笹倉朝日線につきまして、調べたところ、富山山田線につきましては、平成30年に人身事故が3件、物損事故が30件。令和元年には、人身事故が1件、物損事故が19件。令和2年には人身事故4件、物損事故が15件ございました。ただ、直近の3年間で、死亡事故は0件でございます。

笹倉朝日線につきましては、平成30年に人身事故が1件、物損事故が4件。令和元年は人身事故0件でございまして、物損事故が8件。令和2年は人身事故が1件、物損事故が3件。こちらも直近3年間では、死亡事故は0件でござ

います。

(会 長)

そういう事故発生と、歩道の安全性が確保されているかという問題と関係はありますか。

(事務局)

富山山田線の方だと思いますけれども、こちらにつきましては車道の幅員が3メートルずつの6メートル、そして路肩が1メートルでございまして、その路肩の幅員で大丈夫だと考えております。

(会 長)

交通事故の被害者には小さな子供がどの程度入っていますか。

(事務局)

この路線の一部には通学路の指定がございしますが、事故の件数の内訳と申しますか、どのような方が、事故に遭われたかということまでは調べ切っておりません。申し訳ございません。

(会 長)

委員の皆様、何かご意見はございますか。

(委 員)

この4路線について、おそらく一番危惧されるのは、最初に説明された富山山田線ではないかと思えます。なぜかという、もともとの計画は、計画幅員16メートルのところを8メートルに変更するというものです。今、会長からご指摘のあったように、その計画幅員の16メートルですと、両側歩道をきちんととった道路として計画されていたものを、現状そのままということは、片側1車線の2車線道路で、歩道なしの路肩1メートルずつということですから、ある意味、本当にこれで都市計画道路として認めていいのかというのは難しい判断だと思います。

ただ、計画通り16メートルでやると、沿道の家屋をかなり移転しないといけない、或いはセットバックしないといけない。補償費であったり、本当にそこまで必要性があるのかと言ったときに、今の時代に合わせて、そこまで必要ないだろうというのが地元の判断なのだと私は思います。

ただし、先ほど言いましたように、安全性の観点からすれば、ソフトとしてこの交通規制をきちんとやるべきではないかと思う。現状今、50キロの規制なのか40キロの規制なのかよくわかりませんが、できれば30キロぐらいの規制にして、生活道路的な運用をすれば事故への危険性はかなり抑えられるので

はないか。

30キロとは何事だというふうに、地元が反対すれば私はもうしょうがないと思います。でも本当に地元の自治会なり、PTA なり、そういうところの人たちからすればスピードを出して通る道路ではないので、そうすると、30キロぐらいの規制がいいのではないか。それとセットで計画するということが大事だと私は思います。

(事務局)

速度制限の状況について説明させていただきたいと思います。富山山田線は、速度制限が30キロの区間と40キロの区間、二つございます。30キロ区間については、速星交差点から笹倉朝日線の笹倉1区という交差点までの区間で、ここは本当にたくさんの方が並んでいるところですが、こちらが速度制限30キロの区間になっております。この区間以外の東西といいますか、両側は速度制限40キロの区間になっております。

ですから、今ほど委員がおっしゃったように、町中といいますか、人が多く歩くようなところは、かなり速度制限を落としており、ここは、車がスピードを出す道路ではないという制限を行っているところでございます。

(委員)

市街地側が30キロですね。それであれば問題ないと思います。

(会長)

ガードレールは全部ついていましたか。

(事務局)

車道と路肩を区切るような構造物は特にございません。

(会長)

設置したほうがいいのですか。やる必要がないのですか。

(委員)

きちんと歩道が整備されるのであれば、ガードレールでなくても縁石ぐらいは置いて、車道と歩道の区別をしっかりとするというのは、歩行者にとってみれば少し安心できるかなと思います。

ただ今は路肩ですから、これに、縁石を設けることもできないことはないですが、地元としてはあまり喜ばないのではないのかと思います。なぜかというところ、この路肩のところに縁石を設けると駐車ができなくなります。車道にしか駐車できなくなると、後ろからの車の追い越しがしづらくなり、渋滞の原因になります。町中の場合、路肩に半分車をはみ出した形で短時間ですけれども、

駐車して荷物を搬入するために使うという運用が考えられます。

(事務局)

地元説明をした時の話ですが、歩道の設置についての要望は、どちらの路線もありませんでした。地元の方は歩道の設置についてそれほど強く望んでないというところが一点ございます。

もう一つは歩道の横に側溝があり、蓋がなかったりするところについては蓋がけして、広めに利用できるような対策を所々行っていますが、そのような要望は、地元から出ています。そういった内容は道路管理者である富山土木センターの方に、地元の意向があったということを伝えてあります。

(会 長)

交通事故の危険性について地元から何か意見は出なかったのですか。

(事務局)

特別、交通事故についての意見はありませんでした。人口が減っていけば、交通事故も少しずつですが減少傾向にあると考えております。

(会 長)

いろいろ判断しなければいけないことがあります。現状では何もしない、現在のままというのがベストだということですね。言い方は少し直接的かもしれない。我々は可能な限りベストを求めている。財政的にも特別な支出もなくて。

(委 員)

私はこの計画を変更して現状のまま維持するってことがベストだとは言えないと思う。ただ、この計画通りに道路を整備するのがベストかということでもない。要は、本来であれば、地元できちっと議論をして、その16メートルの道路づくりをきちっとやるのか、あるいは現状のままで、安全性や防災性というものを確保するのかという議論をした上で、この現状維持という、計画を納得したはずだと思うのです。

ですから、そういう意味では、これからの、20年30年先も見越した上で、これでよかろうという判断ではないかと思えます。

(会 長)

今その言い方でベストかベターかの判断というのは。

(委 員)

難しいですね。

(会 長)

将来、社会情勢が変わってくれば別ですけども、今の判断ではベストということですか。

(委 員)

今の判断ではこれがもう、会長が言われる通りベストといえベストだと思います。

(会 長)

交通規制を現状のままでやっていくということですが。

(委 員)

現場がよくわからないのですが、なぜこちらが40キロでこちらが30キロなのか。警察の判断だと思いますが。そういう意味では、こちらの、沿道にそれほど、住宅が張りついておらず、歩行者もそれほど多くないからこちらを40キロにしてあるのかなと思います。

(事務局)

比較的、速星駅周辺の方が町並みがしっかりとしていますし、両側に家が立ち並んでいるところですが、中心部と比較すれば、比較的、余裕があるといえますか、喫緊の状況ではないというような判断があったものと考えられます。

(会 長)

40キロの方は通学路には使われてないのですか。このあたり警察の方にご説明お願いできますか。

(委 員)

当時の交通規制に関する判断基準については持ち合わせていませんので、明確にお答えすることはできませんが、例えば、町中で30キロ規制となる過程においては、地元の住民の方からのご要望等も加味されることとっておりますし、その路線における交通事故の発生状況等も、その規制の判断に用いられるので、当該路線が40キロと30キロに分かれているという事情については背景的にはこういったものがあるのだろうとっております。

ただこの詳細な経緯については、今お答えするのは出来かねます。

(会 長)

委員の皆様、他にご意見、ご質問はございませんか。私の理解では皆さん、特別異論はないように思われます。よろしいですか。では、議案第1号を原案どおりに議決いたしました。

続きまして議案第2号に移ります。事務局から説明をお願いします。

## 議案第 2 号 富山高岡広域都市計画道路（高岡市）の変更について

（事務局から議案第 2 号について説明）

（会 長）

ありがとうございました。赤い区域を追加するのですね。

（事務局）

はい。

（会 長）

現在の計画では入ってなかったのですね。

（事務局）

現在の計画ですと、もともと北側に、グレーの破線で都市計画決定されておりました、都市計画道路の区域でした。そして、グレーの部分は都市計画道路ではなくなったことから既存の道路に合わせ改良する道路の取り付けの部分の変更を行うものです。

（会 長）

委員、何かご意見はありますか。

（委 員）

特に大きな問題ではない。現場ではこのようなことが多々あると思います。現場に合うように都市計画を変更するという。本来であれば前回廃止したときにきちっとやるべきなのですが、交通管理者や地元と協議が調わなかったということでしたので、今回、調ったので追加したということだろうと思います。

（会 長）

路線の変更ですね。

（委 員）

はい。前回変更した時に一緒に出しとけば、こんな二度手間になることはないのですが、気が付かなかったのでしょうか。

（会 長）

地元の人の反対意見はなかったのですか。何か意見はあったのでしょうか。

(事務局)

この路線につきましては、平成 27 年に変更しておりますので、現在の緑色の区間につきましては、地元の方も了解しておられます。そして黄色の部分、廃止にする区間につきましては、用地補償等の影響のある地権者へ個別に説明を行いました。特に意見はありませんでした。

(会 長)

黄色の部分はまだ用地を取得していないのですね。

(事務局)

はい。

(会 長)

委員の皆様、他にご意見はありますか。よろしいですか。ないようでしたら、まとめに入りたいと思います。皆さん、特別、異論はないように思います。では、議案第 2 号、原案どおりに議決いたしました。続きまして議案第 3 号に移ります。事務局から説明をお願いします。

### 議案第 3 号 氷見都市計画区域のうち用途地域の廃止に伴い拡大する用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について

(事務局から議案第 3 号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の 3 号議案について、ご意見を賜りたいと思います。

過去に第一種低層住居専用地域に用途地域指定した時に氷見市の意見は当然入っているわけですね。

(事務局)

用途地域の指定ですが、最初は昭和 50 年に用途地域の指定がされています。その時は、県の決定になっていますが、当然、市の意見を踏まえて決定しています。今回も市の決定ですから、市の意見を踏まえて廃止ということになっています。

(会 長)

用途地域を廃止することになった背景を説明していただけませんか。

(事務局)

今回の見直しの理由といたしましては、第一種低層住居専用地域にはきびしい建物制限がかかっています。この箇所は氷見運動公園という都市公園が入っています。この公園は氷見市で管理しており、氷見市において公園の機能増進といたしますか、再整備の計画を持っておられます。それに伴って、野球場やテニスコートの改修を予定しています。その時に、現在の第一種低層住居専用地域の制限に縛られることなく、公園の機能増進を図るために、用途地域を廃止するというものです。

(会 長)

普通の高層の建物を建てるというより観覧席を設ける施設にするわけですね。

(事務局)

管理棟などを今回新しく作り替えるということが、用途地域を廃止するきっかけとなっています。

(会 長)

どういうものができるのかわかる写真のようなものはあるのですか。

(事務局)

そちらは持ち合わせておりません。この用途地域が廃止になって初めて建てられるものですから、徐々に具体化してくるのではないかと思います。

(会 長)

委員の皆様、何かご意見はありますでしょうか。

(委 員)

現状では、建蔽率 40、容積率 60 ですから高い建物が建てられない非常に厳しい状況だと思います。ですからこれを運動エリアとして再整備しようとする、かなり規制がかかって思い通りのものが作れないのだと思います。しかし容積率 200、建蔽率 60 ですとかなり緩和されたかたちになります。何でも建てられるわけではないですけど、かなり自由度が高まるので、そういう意味では設計する方も楽になるだろうと思います。そういう意味で用途地域をあえて外したのだと考えます。

それと、もともと運動公園やスタジアムというものと第一種低層住居専用地域がミスマッチですね。本来であれば、低層の優良な住宅地をそこに立地させるための用途地域のはずなのに、スタジアムやテニスコートをもってくること自体が本当はおかしかったはずですが、でも氷見市は何らかの考えがあってそこにそういうものをもってきたのだろうと思います。そういう背景があるのでは

ないでしょうか。

(会 長)

そうすると、スタジアムができれば自動車の出入りは増えますよね。近隣の住民にはどのような意見があるのですか。

(事務局)

住民の方々に意見はいただいています。今年の7月に自治振興会長に説明を行っていきまして、8月31日には、住民説明会を実施しております。その中で困るといったご意見は特にありませんでした。もともと公園の中の話ですから、誰にも迷惑はかからないだろうというご意見があったと聞いています。

それと野球場のことですけど、スタジアムというような周りを覆うような大々的なものではないと聞いております。あくまでも管理棟のようなものを建てることを計画しているということです。

(会 長)

自治振興会長の意見もさることながら、ごく近いところの住民の意見というものも聞いていますか。

(事務局)

地元の地区の方々には説明はさせていただいています。その説明の結果、地元だけでなく氷見市全体を対象とした説明会を行っております。

(委 員)

少しよろしいですか。ここにスタジアムではないですが野球場があります。普通に使っておりましたが、大分傷んできたので、改修したいという思いがあり、せっかくやるのならば、観客席があるようなものにしたいというわけです。

それと、薄い緑色のところに、今、管理棟や少し階があるような建物が建っているのですけれども、そこ以外のところにもそのようなものを建ててみたいというような思いです。まだ全く計画は作っていませんがその前に変更し、そのことがうまくいけば、その中で設計しようというようなことを聞いておりますので、ぜひこれを認めていただきたいと思います。

(会 長)

その白いところに野球場があるのですね。

(委 員)

そうです。今ある野球場を改修するということです。新しく作るということ

ではないです。ですから駐車場等も、現行たくさんありますし、ずっと奥にパークゴルフ場もありまして、そこにもかなり台数の駐車場もあります。それを利用しながら、皆さん使っていただいております。

(会 長)

ありがとうございます。

(委 員)

ここを外すのは納得できるのですが、何でこんなところまで一緒に外すのですか。何か理由があるのですか。

(事務局)

今ほど委員がおっしゃった細かいエリアは河川区域になっておりまして、河川区域も第一種低層住居専用地域がかかっており、河川区域に家が建つことはないだろうということで、今回外すことにいたしました。

(委 員)

もともとそんなところにかけてくのがおかしいですね。了解しました。

(会 長)

他にご意見はございませんでしょうか。私の理解では反対意見はないように見受けられますがよろしいでしょうか。それでは第3号議案は原案どおり議決いたしました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。この後は事務局に進行をお願いいたします。

### 3. 閉会

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして第184回富山県都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

令和3年12月21日

富山県都市計画審議会会長 細川俊彦

議事録署名人委員

富山県都市計画審議会委員 小見美由紀

富山県都市計画審議会委員 土開由香